

安全保障貿易自主管理促進事業委託事業

～中小企業の「輸出」や「技術」の管理の悩みに対応します！～

平成22年度予算額：1.1億円
安全保障貿易検査官室
03-3501-2841

事業内容

事業の概要・目的

○中小企業の製品・技術でも、海外で核兵器、ミサイルなどの「懸念用途」に用いられるおそれがあります。

- 万一、海外で懸念用途に使われた場合、
- ・我が国及び国際社会の安全保障を脅かすのに加え、
 - ・当該中小企業のコンプライアンスにも大きな損失



中小企業の自主的な輸出管理体制の構築が重要

→ 本事業は、経済産業省として、中小企業の自主的な輸出管理体制の構築の支援を行うもの。

<具体的な事業内容>

- ・経験豊富なアドバイザーによる輸出管理の指導
- ・中小企業等の輸出管理担当者に対する研修 など

条件（対象者、対象行為など）

国



民間企業など

委託

事業イメージ

【主な取組概要】

1. 中小企業輸出管理支援センターの設置
経験豊富なアドバイザーによる相談対応
- 輸出管理体制立ち上げ及び強化の助言
 - 安全保障貿易管理全般にわたる相談など

※一次相談先として、全国560ヶ所（平成22年8月現在）と連携

- ・日本商工会議所・各商工会議所 全国515ヶ所
- ・（独）日本貿易振興機構（JETRO） 全国38ヶ所
- ・（独）中小企業基盤整備機構 全国3ヶ所
- ・日本機械輸出組合 全国2ヶ所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・（社）中小企業診断協会 等



2. 安全保障貿易管理セミナー

中小企業を対象とした安全保障貿易管理に関する普及啓発セミナーの開催

8月6日（金）～ 参加者募集順次開始

8月25日（水）@東京

8月26日（木）@名古屋

8月27日（金）@大阪



◎安全保障貿易自主管理促進事業委託事業(マッチングによる普及啓発事業)

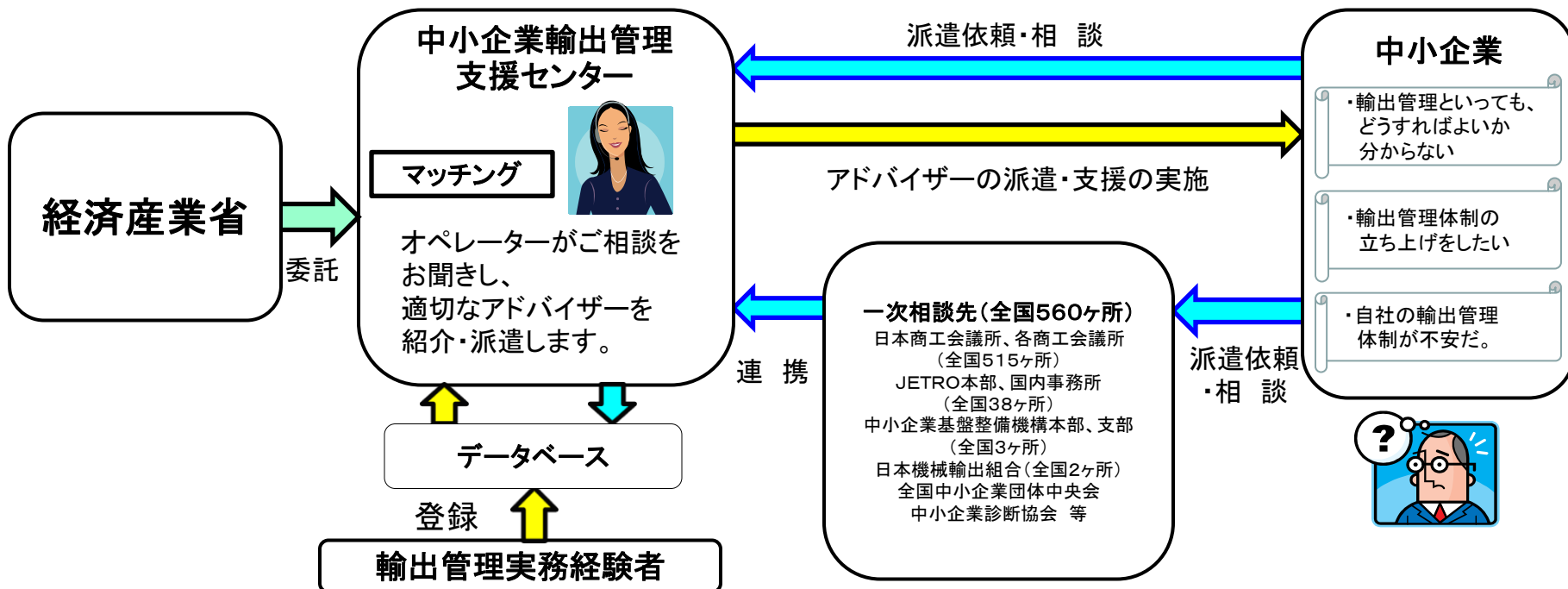
平成22年8月6日:相談開始
(中小企業輸出管理支援センター設置)

委託先:(財)安全保障貿易情報センター(CISTEC)
連絡先:03-3593-1158
URL: <http://www.cistec.or.jp/chuushou/>

中小企業の自主的な輸出管理体制の構築の支援を行います。

- ①経験豊富なアドバイザーを派遣し、輸出管理体制立ち上げ及び強化の助言を行います。
- ②経験豊富なアドバイザーが、中小企業からの安全保障貿易管理全般にわたる相談にお答えします。

具体的な支援の流れ



◎安全保障貿易自主管理促進事業委託事業(セミナー事業)

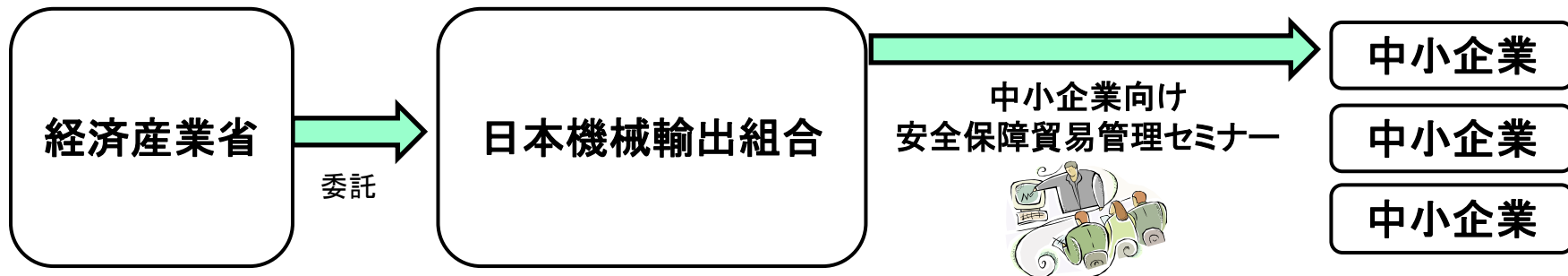
平成22年8月6日:参加者募集開始

委託先:日本機械輸出組合
連絡先:03-3431-9800
URL: http://www.jmcti.org/junshu_kijun/index.htm

中小企業を対象とした安全保障貿易管理セミナーを行います。

- ①各地の関連団体などと連携協力し、各地域のニーズに合った内容のセミナーを全国各地で合計32回行います。
- ②セミナー開催会場に相談窓口を設置し、個別のご相談にお答えします。

①8月25日(水)@東京、②8月26日(木)@名古屋、③8月27日(金)@大阪 その他順次開催

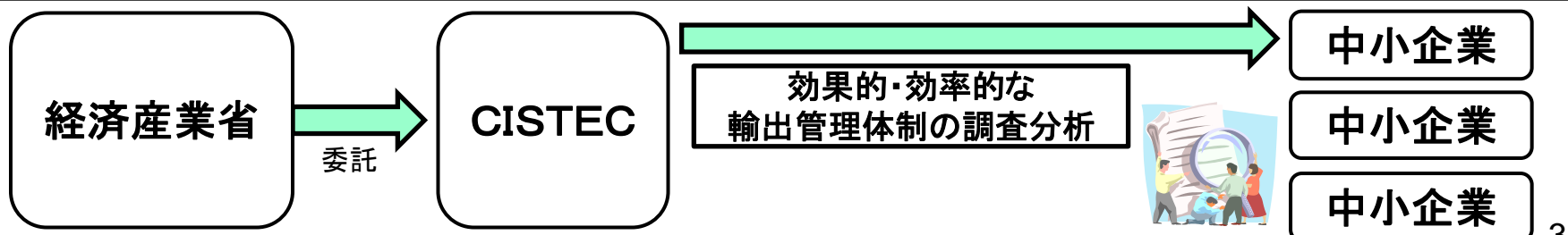


◎安全保障貿易自主管理促進事業委託事業(調査分析事業)

委託先:(財)安全保障貿易情報センター(CISTEC)

今後の中小企業における自主的な輸出管理体制について調査・分析を行います。

- 中小企業における安全保障貿易管理の優良事例、標準事例などを集めつつ、共通事項や共通課題などを分析・検討し、安全保障貿易管理に係る今後の自主管理の在り方に関する課題の整理などを行います。



(参考) 安全保障貿易管理制度(外為法)の仕組み

法律		政 令			
外国為替及び外国貿易法 (外為法)	(物) 貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入)	通常兵器 補完的輸出規制 (平成20年11月導入)
	第25条 役務 (技術)	外国為替令 (外為令)	別 表 第 1		
			1~15項	16項	16項
			別 表		
			1~15項	16項	16項
物 : 機械、部品、原材料など 技術 : 物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む)		規 制 対 象 の 物 品	<ul style="list-style-type: none"> 武器 兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの 	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのあるもの	リスト規制以外で、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのあるもの
ホワイト国 : 米、加、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している26カ国 国連武器禁輸国: 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等10カ国 (平成22年9月1日~: エリトリア追加、11カ国に)		地 域 等 規 制 対 象	全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象 ※特定の品目については、ホワイト国を除く全地域向けが対象

(参考)外国為替及び外国貿易法(外為法)の一部改正(平成21年)の概要

グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加など、安全保障貿易管理をめぐる情勢の変化を受け、技術取引規制の見直しと、罰則強化などの措置を講ずる所要の改正を行いました。

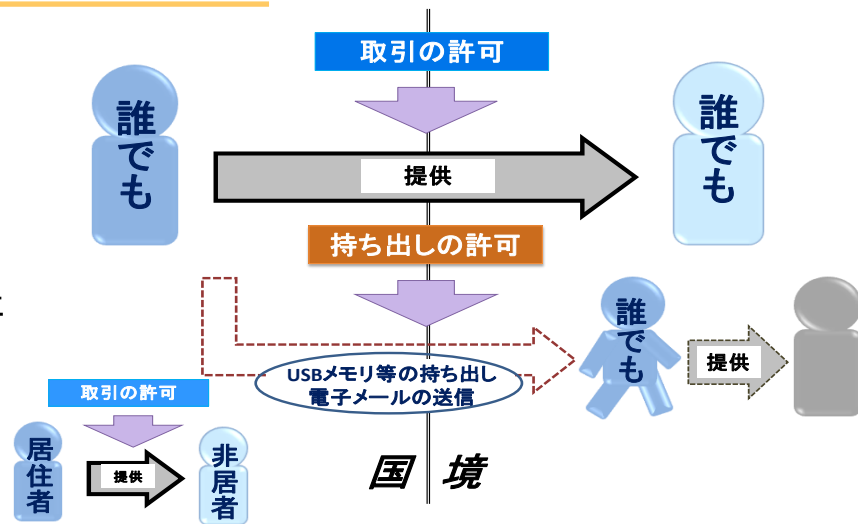
公布：平成21年4月30日
施行：平成21年11月1日(一部を除く)

技術取引規制の見直し

改正前は、居住者から非居住者に対して技術提供を行う場合が規制対象。

改正後は、これに加えて、誰から誰に対する提供であっても、外国に向けて技術を提供する場合は規制対象。

また、技術を提供するために国外に技術を持ち出すこと自体が新たに規制対象。



Point!

技術を国外で提供するために持ち出す者は、技術を国外に持ち出す前に、いずれかの許可を受けなければならない。

Point!

国内にいる非居住者が、外国に向けて技術を提供する場合は、許可を受けなければならない。

輸出者等遵守基準

※平成22年4月1日施行

貨物や技術の輸出等を業として行う者は、経済産業大臣が定めた輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければなりません。

【遵守基準で定める内容】

- ① 輸出管理の責任者を明確にすること。
- ② 関係法令の遵守を指導すること。
- ③ 安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等の輸出等を業として行う者は、その他の適切な輸出管理を実施すること。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができます(命令に違反した場合のみ罰則の対象となります。)

仲介貿易規制の見直し

- ① 仲介貿易取引の規制対象範囲を、貨物の売買に関するものから、貨物の売買、貸借又は贈与に関するものに拡大。
- ② 武器及び大量破壊兵器等に関連する技術の仲介行為について、新たに規制対象。

その他の改正・罰則強化等

- 無許可輸出・取引に係る罰則水準の引上げ
 現行の「5年以下の懲役 200万円以下の罰金」から、最大「10年以下の懲役 1000万円以下の罰金」に
- 不正な手段による許可取得に対する罰則の新設
- 法人の時効を自然人と併せる規定の導入